

協会けんぽでは、健診を受けた後、生活習慣病を発症するリスクが高い方に対して、生活習慣の改善をサポートする**特定保健指導**を実施しています。

## どんなことするの？

専門的知識をもった保健師・管理栄養士が、健診結果に基づき、その方に合わせた実践的なアドバイスで、生活習慣の改善に向けてサポートいたします。日頃の食事や運動・その他健康に関する幅広い相談に応じます。



### 特定保健指導実施までの流れ (被保険者(ご本人)の場合)

健康診断を受診 → 事業所宛てに案内が届きます。



協会けんぽから事業所宛に日程調整の連絡をいたします。



### 特定保健指導の実施

- 事業所に訪問し面談で生活習慣改善をサポート!
- オンライン面談も可能です!

## 事業主様へお願い

**特定保健指導のご案内が届きましたら、面談の機会を確保していただきますよう、お願いいたします。**

労働安全衛生法第66条の7にて「事業者は、(中略)健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない」と明記されています。

従業員の皆様に健康で働いていただくためにも、特定保健指導の受け入れにご協力ください。

従業員が健康に働くために「健康宣言」を!

## 健康づくり推進事業所を募集しています

協会けんぽ茨城支部では、健康経営®️に取り組む事業所さまを「**健康づくり推進事業所**」として認定し、企業の健康づくりをサポートしています! 健康経営®️は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

### 宣言事業所数

2年で

約**1.5倍増!**



### 認定までの流れ

- 1 STEP** 「健康づくり推進事業所」を宣言してください。  
 ・健康づくり推進事業所の「宣言書」  
 ・健康経営の取り組みに関する「チェックシート」 } **をご提出ください。**
- 2 STEP** 「事業所カルテ」を送付いたします。  
 ・協会けんぽ茨城支部から事業所の健康度を見る化した「事業所カルテ」を事業所にお送りします。(条件により送付ができない場合があります。)
- 3 STEP** ヒアリングを行います。  
 ・支部職員が、ご提出いただいた「宣言書」・「チェックシート」をもとにお電話で担当者にヒアリングを行います。
- 4 STEP** 評価結果のフィードバックし、認定証を発行します。

高額な医療費が  
かかりそうな時は…

## 事前に**限度額適用認定証**を ご申請ください。



「限度額適用認定証」をご利用いただくと、1か月（1～末日まで）の病院・薬局窓口での支払いを自己負担限度額まで軽減することができます。ご利用には事前に申請が必要です。

同一月に、入院・外来など複数受診された場合は、別途「高額療養費」の申請が必要になる場合があります。

「限度額適用認定申請書」を  
協会けんぽ茨城支部  
へ提出



約7～10営業日程度で  
「限度額適用認定証」を  
お届け



病院・薬局窓口などで、  
「限度額適用  
認定証」を提示



以下の条件に該当する、高齢受給者証をお持ちの70歳以上の方は、認定証の申請が不要です。

高齢受給者の  
負担割合が**2割**の方

高齢受給者証の負担割合が**3割**で、かつ  
被保険者の標準報酬月額が**83万円**以上の方

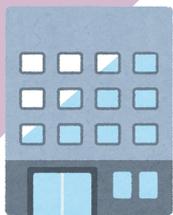
- ※1 市町村民税が非課税となっている方は、別様式の「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」の提出が必要となります。
- ※2 マイナンバーカードを保険証として利用できる医療機関においては、限度額適用認定証の提示がなくても、窓口のお支払いは自己限度負担額となりますので、申請書の提出は不要です。

社会保険事務の  
ご担当者様へ

## 健康保険委員にご登録ください。

協会けんぽ茨城支部では、事業主・従業員の皆さまへ、健康づくりなどに関する各種ご案内をお受け取りいただく「健康保険委員」のご登録をお願いしております。ご登録がお済みでない方は、この機会にぜひご登録ください！

**健康保険委員とは** 事業主・加入者の皆さまと協会けんぽの距離を縮めるパイプ役！



協会けんぽ

お役立ち情報や  
お知らせをお届け



健康保険委員

必要に応じて、  
社内に周知・回覧



事業主・従業員の皆さま



【皆さまへお願い】協会けんぽへの各種申請手続きは郵送でお願いいたします！